

鳥取県公報

平成 26 年 9 月 26 日 (金) 第 8 6 3 6 号

毎週火·金曜日発行

| | | | 目 | 次 | |
|------------|---|---|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------|--|
| \Diamond | 告 | 示 | 「とっとり県民の日」県政電子アンケート調査の実施 「とっとり県民の日」アンケート調査の実施 (692) | | |
| | | | 国土調査の成果の認証 (693) (農地・水保全課)・・ 保安林の指定予定 (4件) (694~697) (森林づくり指 | • • • • • • • • • • • • • • 3 | |
| | | | 指定居宅サービス事業者の指定 (698) (中部総合事務 | 事務所福祉保健局)・・・・・・・6 | |
| \Diamond | 公 | 告 | 指定介護予防サービス事業者の指定 (699) (ッ)・・ 土地収用法による収用の裁決手続の開始 (県土総務語 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

示

鳥取県告示第691号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20条)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

「とっとり県民の日」県政電子アンケート調査

2 調査の目的

「とっとり県民の日」に関する事業の効果測定を行い、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県政参画電子アンケート会員

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 「とっとり県民の日」の認知度
 - イ 公立学校休業日化に係る意見
 - ウ 「とっとり県民の日」のあり方に係る意見等
 - (2) その基準となる期日

調査票の入力日

5 報告を求める者

県政参画電子アンケート会員約470名

6 報告を求めるために用いる方法

電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセス して、調査票への入力を行う。

7 報告を求める期間

平成26年9月25日から同年10月14日まで

8 調査票情報の保存期間

1年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第692号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20条)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

「とっとり県民の日」アンケート調査

2 調査の目的

「とっとり県民の日」に関する事業の効果測定を行い、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲

鳥取県全域

(2) 属性的範囲

公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びにこれらの学校に通学する児童・生徒

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 「とっとり県民の日」の認知度
 - イ 各種事業の実施に係る意見
 - ウ 公立学校休業日化に係る意見等
 - (2) その基準となる期日

調査票の記入日

- 5 報告を求める者
 - (1) 児童・生徒 アンケートの趣旨を考慮して抽出した約3,500名
 - (2) 学校 (1)の児童・生徒の所属する約40校
- 6 報告を求めるために用いる方法

学校に対し、調査票を郵送し、郵送、持参等の方法により回収する。

7 報告を求める期間

平成26年9月22日から同年11月7日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第693号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したの で、同条第4項の規定により告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 調査を行った者 の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 | |
|----------------|----------|-------------------|----------|------------|--|
| 日野郡江府町 | 平成24年度及び | 江府町(大字武庫の一部 | 江府町大字武庫の | 平成26年9月26日 | |
| | 平成25年度 | 〔20123140301〕)の地籍 | 一部 | | |
| | | 図及び地籍簿 | | | |
| 岩美郡岩美町 | | 岩美町(大字長谷の一部 | 岩美町大字長谷の | | |
| | " | 〔1203〕) の地籍図及び | 一部 | " | |
| | | 地籍簿 | | | |
| 東伯郡湯梨浜町 | | 湯梨浜町(大字羽衣石の | 湯梨浜町大字羽衣 | | |
| | IJ | 一部)の地籍図及び地籍 | 石の一部 | II. | |
| | | 簿 | | | |

鳥取県告示第694号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所 八頭郡若桜町大字大野字大野上571、575、581
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第695号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 八頭郡智頭町大字駒帰字荒神ノ元379の1
- 2 指定の目的

水源の瀬養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第696号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 八頭郡智頭町大字中原字大シヤレ562
- 2 指定の目的

水源の瀬養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第697号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 八頭郡智頭町大字東宇塚字萩原414の1、415の1、字池ノ谷422の2、424、425
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第698号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月26日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

| 事業者の名称又は氏 名 | 指定に係る事業所の 名称 | 指定に係る事業所の 所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 | |
|----------------|-------------------|-------------------|------------|---------|--|
| 医療法人清生会 | 訪問介護ステーショ ンあげい | 倉吉市上井町一丁目 13-2 | 平成26年10月1日 | 訪問介護 | |
| | / ありい | 13- 2 | | | |
| II. | 訪問看護ステーショ ンあげい | II. | II | 訪問看護 | |

鳥取県告示第699号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月26日

鳥取県中部総合事務所長 西 山

| 事業者の名称又は氏 名 | 指定に係る事業所の 名称 | 指定に係る事業所の 所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 | |
|----------------|-------------------|-------------------|------------|----------|--|
| 医療法人清生会 | 訪問介護ステーショ ンあげい | 倉吉市上井町一丁目 13-2 | 平成26年10月1日 | 介護予防訪問介護 | |
| " | 訪問看護ステーショ ンあげい | n | n | 介護予防訪問看護 | |

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、 次のとおり公告する。

平成26年9月26日

鳥取県収用委員会会長 松 本 介

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
 - 一般国道9号改築工事(鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで) 及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年9月16日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利 を有する関係人

| 土 地 | | | | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して 権利を有する 関係人 | |
|-------|-----|------|----|--------|------------|------------|-----|-------|----|-------------------------|--|
| | 地番 | 地 | | 全筆の地 | 積(m²) | 収用の裁決手 | | 住所等 | | | |
| 能力 | | 土地の登 | | 土地の登 | | 続の開始を決 | 丘夕 | | 氏名 | 住所等 | |
| 所在 | | 記記録上 | 現況 | 記記録上 | 実測 | 定した土地の | 氏名 | 1年月1年 | 八名 | 生別寺 | |
| | | のもの | | のもの | | 地積 (m²) | | | | | |
| 鳥取市鹿野 | 382 | 山林 | 山林 | 2, 956 | 2, 956. 31 | 1, 646. 10 | 別記の | 別記の | なし | なし | |
| 町乙亥正字 | | | | | | | とおり | とおり | | | |
| 小川谷 | | | | | | | | | | | |

別記

不明

ただし、土地登記記録名義人(亡)松本房夫 法定相続人

松本 樹雄 鳥取県東伯郡北栄町六尾2005 (持分不明) 内山 一枝 大阪府大阪市北区本庄西一丁目9-12 (持分不明) 小谷 鋼夫 兵庫県西脇市堀町155-1 (持分不明) 宮嶋 佳純 長野県北安曇郡小谷村大字千国乙3129-1 (持分不明)